

アカデミア・フィオレンティーナの 規約（1547年）

— 16世紀イタリアのアカデミアの考察のために —

北田葉子

イタリアのアカデミアは、その後ヨーロッパ中に広まったアカデミーという制度の起源である。イギリスのロイヤル・ソサエティやフランスのアカデミー・フランセーズといったアカデミーの存在からもわかるとおり、この制度はヨーロッパ各国で重要な役割を担ってきた。しかしその起源となったイタリアのアカデミアは、あまり注目されてこなかった。近年、イタリアにおいては研究が活発になってきているが、日本ではまだほとんど知られていないのが現状である¹。

イタリアでは、「アカデミア」という名称のついた組織は、15世紀に始まって、16世紀半ばから17世紀に最盛期を迎えた。これらのアカデミアは非常に多様な姿を見せており、定義するのは難しい。あえて定義するとすれば、それは知識人や芸術家たちの集まりで、組織としての何らかの一体性を持っていたものであるとしか言えないであろうが、いくつかの特徴をあげることはできる。16、17世紀のイタリアのアカデミアの多くは、「講演」や「討論」といった口頭での発表、議論をその活動の中心としており、制度として規約と役員を備え、さらにインプレーザー図案と言葉とからなる一種の紋章一を持っていた²。

本稿で取り上げるアカデミア・フィオレンティーナは、16世紀の半ばに設立され、その後1783年まで続いたいわばアカデミアの名門である。ルネサンスの文化を育んだフィレンツェで、メディチ家の君主コジモ1世（在位1537-1574）の保護下に誕生し、その後も代々のメディチ家の下で発展を続けた。メディチ家の子孫が絶えて、ロートリンゲン家がトスカナ大公国（君主）となった後も存続を続けたが、1783年、トスカナ大公ピエトロ・レオポルドが、フィオレンティーナとアカデミア・デッラ・クルスカ、そしてアカデミア・デッリ・アパティス

ティを一つのアカデミアに統一したために、消滅した³。短命なアカデミアも多い中で200年近い歴史を持つこのアカデミアは、規約や役員、インプレーザ、そして会員の講演や議論といったアカデミアの特徴をすべて備えており、イタリアの多くのアカデミアに影響を与えたと思われる。

またこのアカデミアは、知識人と君主の関係を考える上でも重要である。アカデミア・フィオレンティーナを作ったコジモ1世は、これを国家の文化機関とし、文化政策のために利用した。一方知識人は、アカデミアに参加することによって新しいステータスを獲得し、君主をめぐる宮廷知識人層を形成することになったのである⁴。

本稿では、このアカデミア・フィオレンティーナが1547年に作成した規約を訳出する。アカデミアの発足は1541年であり、このとき規約も作られているが、残念ながらその規約は現存していない。しかし1547年の改革にあたって新たに作られた規約は、全てが手稿の形で、フィレンツェ国立図書館に残されている⁵。この史料は、イタリアのアカデミアの特徴を知ると同時に、16世紀における知識人の世界を知るためにも重要である。

フィレンツェのアカデミアの規約は、本稿で訳出するアカデミア・フィオレンティーナ以外にも、やはりコジモ1世の保護の下に設立された美術アカデミアであるアカデミア・デル・ディゼニョの規約が訳出されているし、またフィレンツェ以外では、ヴェネツィアのアカデミア・デリ・ウニーティの規約も翻訳がなされている⁶。今後、日本においてもアカデミアについての研究が発展することを期待したい。

(1) アカデミア・フィオレンティーナ1547年の規約⁷

第1項 役員と運営について

この二つのこと [役員と運営] は、アカデミアの核となるものであり、まさにアカデミアの実質であり本質そのものである。まずアカデミアが秩序ある状態を保つために、そしてあらゆることが秩序正しくあることを目指して、正しく導き、整理し、治める者を持つことが、有用であるだけではなく、さらに必要であることを考えて、我々は以下のことを命じ、望むものである⁸。我々のアカデミアには、他の全ての者の長、すなわち最高の、至高の役員を置くこととする。彼はコンソロ [以下会長とする] と呼ばれ、全ての者は常に、起こりうるあらゆる混乱と無秩序を避けるために彼に従い、あらゆることにおいて彼を長として、そして導き手として認めなければならない。この会長の選出が、いつ、どのようにして行われるべきかについては、そのために準備した項で述べ

アカデミア・フィオレンティーナの規約（1547年）

られる。さらに我々は、会長が2人の顧問、4人の審査官、監督官1人、秘書1人、書記1人、管理人1人、小間使い2人を従えることを望むものである。これら全ての役職の仕事、任期、選出方法については、それぞれにあてられた項で述べることにする。これらの役職者の多くは、会長とともに、アカデミアの名誉と利益のためにあらゆる決定に立ち会わなければならない。決議における混乱を避けるために、我々は、決議に参加すべき役員たちは、次の項で述べる委員会のメンバーに限ることを命じ、望むものである。

第2項 役員委員会

我々のアカデミアには、通常生じる、あるいは日々起こりうることについて会合を開き、熟考した上で決定をくだすための委員会が必要であると判断し、アカデミアの利益と名誉のために、以下のことを定める。すなわち、この〔役員〕委員会には、8人のみが参加するものとする。この8人とは、会長、2人の顧問、4人の審査官、旧会長であり、他の者は参加できない。我々は、会長が適切な時に、アカデミア、〔フィレンツェ〕大学、会長の自宅、あるいは他の会員の自宅などの彼に都合のよい場所に、この役員委員会を召集することを望むものである。この委員会は、前述の場所に、役員のうちの6人が出席すれば、成立するものとする。彼らの決定は、出席者の3分の2の賛成で成立するとみなされる。

第3項 役員委員会の職務について

この役員委員会には、前述したように、アカデミアの名誉と利益に関するあらゆることを常に考えることが、期待されている。委員会は、あらゆることを議論できるし、むしろ議論しなければいけない。しかしそれぞの項で述べるように、我々の決定によってこの委員会に割り当てられたこと以外については、何かを決定したり、作ったりすることはできない。委員たちが賛同し、上述したように投票によって何事かが決まつたら、全ての決定をアカデミア全体に提案し、それについて話し合い、会員による投票にかけなくてはいけない。その決定が、アカデミア全体の投票で過半数の賛成を得れば、その場合決定は承認され、決議されたことになる。ただし例外として、3分の2以上の賛成が必要な場合があるが、それについてはその箇所で述べることにする。

この委員会は特別の記録簿を持ち、書記はそれに前述の方法で役員たちが決定した全ての決定、投票を記さなければいけない。さらに我々は、以下のことを命じ、望む。すなわち、この委員会でまず採決され、前述の記録簿に記録されたこと以外は、アカデミア全体で投票にかけられず、議論されることもない。

また、会員による投票 [=アカデミア全体での投票] で勝った決定のみが、承認され、決議されたものとして、活動の記録に書かれることとなる。この記録の複製は作られないものとする。

第4項 投票に関する秘密委員会について

我々は、この委員会のみが、常にあらゆる秘密事項にも関与できるものであることを望むので、この委員会を秘密委員会と呼ぶべきだと考える。我々は慎重に考察した結果、以下のように決定した。すなわち、役員委員会の全てではなく、会長と、それぞれくじで決められた2人の顧問のうち1人、4人の審査官のうち一人のみが、秘密委員会に集まる。彼らは、行われる全ての投票を秘密に調べ、書記にそれぞれの選挙の賛成と反対の豆の数を1枚の紙にまとめさせる⁹。選挙で勝利した者が宣言され、会員の間に公表される時には、監督官が活動の記録にそれを記載しなければならないが、豆の数は記載しない。それは、投票を見た者以外の何者にも、それが分からないようにするためである。

第5項 会長の選出について

現職の会長は、役職を終える少なくとも40日前に、会員をいつもの場所に集めて、公にこの項を読み上げさせて、全ての名前、すなわちアカデミアの会員の数と同じだけのくじが入っている袋を開き、もっとも若い会員に、選挙人用の9つのくじを、一つずつ手で引かせなくてはいけない。選ばれた選挙人は、書記のところに行って、[会長の]職務にふさわしいと思われる会員を指名する。自分自身や25歳以下の者、[公爵]殿下の領土の外に住む者、フィレンツェ以外の[地方の]役人である者を指名することはできない。もし偶然選挙人が、他の選挙人が既に指名していたのと同じ人物を指名した場合は、別の人物を指名しなければならない。それは、選ばれても指名されてもいない人物を見つけるまで、続けられるものとする。指名を受けたこれら9人の者は、会長によって指名された一人とともに、秘密委員会の役員とともにいる書記によって、10のくじの上に記名され、直ちにつぼの中に入れられ、誰を指名するか分からないように、くじがひかれる。[ひかれた者の名前は]公に読み上げられ、その順番にしたがって、会員の間で投票にかけられる¹⁰。書記は、3人の秘書の立会いの下で、それぞれの投票の結果を、会員たちの白豆と黒豆の数とともに記録する。それがなされると、3人の秘書は、過半数を得票した者たちのうちでもっとも得票数の多かった4人の名を記録し、それらは書記によって読み上げられる。これら4人の者は、次の会合の際、その項で触れることになる限定委員会で新たに投票にかけられることとする。しかし、もし不都合があって、我々が述べ

アカデミア・フィオレンティーナの規約（1547年）

た方法で過半数に達した者が4人未満だった場合には、4人に足りない分だけ、新たに指名を行い、前述の秩序に従って投票を行い、前述したように投票によって4人が選ばれるまで、選出し、投票するのを続けなければならない。これと同じ日に、資格のある会員たちの前で他の役職についての投票がアカデミア全体で行われると、限定委員会が設置されるが、その方法と形態については、そのための項で述べることとする。[限定委員会のメンバーの名前は]、会員たちにたいして公に読み上げられるが、それは、全ての者に、誰が会長を選出するのかを知らせるためである。

[この会合から] 8日後、あるいは会長が適切だと思う時に、前述の限定委員会が招集される。定足数は16人であり、それ以下であってはならない。彼らは、彼らのみで決定を行い、前述の投票で勝ち残った4人を [二つに] 分け、より得票数が多くかった2人 [の名前] を袋に入れる。しかし、同数だった場合は、3人でも4人でも全ての者が袋に入れられることとする。この場合を除いて、袋に入れられるのは2人であり、それ以上でもそれ以下でもない。袋に入れ終わると、その場にいるもっとも若い者がくじを引き、ひかれた者が [次の] 会長となる。[現職の] 会長は、決定に参加した選挙人の名前とともに、[この結果] を公表する。袋に残っている者は予備とされるが、得票数の多い者が一人以上いれば、任期の6ヶ月の間に別の会長が必要になった場合、新たに [選挙を] やり直す必要がないからである。選出された会長は、彼が市内にいるならばすぐに選出を承認しなければならない。もし市外にいるならば、選出から10日以内に、出頭しなければいけない。書記は、3日以内に我々の小間使いを通して、あるいは彼が市内にいない時は、アカデミアの秘書がアカデミアの名において記した書簡によって、選出を彼に知らせる義務がある。彼が期限までに出頭しない時、あるいは選出を受け入れない時には、拒否した者の項で述べられる罰を与えられ、彼の代わりに、袋に残っていた者が会長となる。

第6項 限定委員会について

会長やその他の役員 [の選出] は、最初にアカデミア全体で選ばれた後、限定委員会で決定されなくてはいけないが、この限定委員会が以下のように構成されることを、我々は望み、命ずるものである。すなわち、現職の会長、2人の顧問、4人の審査官、旧会長と、彼らがそれぞれ別々に、彼らの自由に選んだ会員一人ずつで構成され、全部で16人とする。これに加えて、会員全員の名前の入った袋から委員会に加えるべき4人を選ぶ。その結果、役員と会員で委員会のメンバーは20人となり、それ以上ではない。彼ら全員は、会長が適切だと思った時に、アカデミアが集まることのできる場所の一つに集まるが、最低

でも彼らのうち16人が出席すれば、委員会を行い、その箇所で述べるような方法で、役職を決定することができるものとする。もし召集された者のうち誰かが、何らかの事情により召集に応じられないならば、召集した者に対して前日にその旨を述べ、少なくとも彼への友情からそこに来ることを承知する別の人を指名しなければならない。もし欠席しようとする者が選ばれた場合、会長はメンバーが定員に達するまで繰り返し選出を行うか、あるいはこの委員会に必要な最低人数の16人になるまで選出を行うものとする。

第7項 会長の職務と名誉について

我々アカデミア会員の誰もが、会長やその他の役員などの高い地位に選ばれた時、常に高い徳を持って活動し、徳のある行動によって高められることを考えて、我々は、以下のような名誉と褒賞が、その徳に真にふさわしく適切であると判断した。すなわち、我々は次のように命じ、定めるものである。会長は権威を持っており、彼のみがアカデミアの非公開と公開の通常の会合以外に、アカデミアにとって快適であり、またその利益となるように、彼の好きなだけ、その頃で定められることになるどの場所ででも、会合を開くことができる。我々はまた以下のことを望むものである。すなわち、常にそしてあらゆる機会に、彼【会長】は好きなことを話すことができるが、誰もそれを中断することはできない。さらに彼のみが、話をしている者や公開講演を行っている者、非公開講演で論争をしていたり助言を与えたりしている者に、静粛を命じることができる。また彼がいる時には、常に尊敬と静粧が与えられなければいけない。さらに彼は、日々生じることを任す役員を必要とし、常にアカデミアで起きる全てのことに留意しなければならないので、我々は次のように決定し、望むものである。すなわち、監督官、書記、管理人、小間使いは、会長のあらゆる言葉、どんな単純な言葉にも従わなければいけない。ただし、矛盾した命令があるときのみ、この限りではない。我々はさらに、会長に2回以上なる者は、2回目の【会長】、3回目の【会長】、4回目の【会長】というように、会長になった回数を付して署名することを望むものである。最後に会長の権利と名声に関しては、彼の地位、身分、立場、そしてあらゆることについても、彼は他の者全ての上にたち、他の者全ては彼に従わなければならないものとする。しかし会長は、これら全ての名誉を持ち、卓越した地位にあるのだから、彼とアカデミアの名誉のために邁進し、できる限り非公開・公開講演を行わなければならないし、また名誉ある、評判の高い人でなければ、【講演のために】壇上に立つことのないように留意しなければならない。非公開講演については、休暇の期間を除いて、大学の所定の場所にアカデミアを一度も召集することなしに、一週間

アカデミア・フィオレンティーナの規約（1547年）

が過ぎないようにしなければならない。すなわち、過去にしてきたように、会員の誰かによって非公開講演が行われるようにしなければならない。会合で講演が行われない場合、彼は会員に披露する何らかの作品があるかどうか尋ねるか、少なくとも何らかの徳の高い議論を提案させるものとするが、それは、若者たちが実践しながら、このように名譽ある方法で、その試みからもたらされる真の成果を生み出すためである。そして会長は常にその場にいなくてはならない。それは、議論の方法についての項で述べるように、謙虚さが保たれるようであり、また彼自身の模範によって、他の者が会合に参加するようである。

彼のこのような労苦に対する報酬は、既に7年前に[公爵]殿下の顧問によって定められ、決定された名譽と報酬であり¹¹、それは、これまで行われてきたのと同じ方法で授与される。

第8項 顧問の任命について

選ばれた会長が役職を引き受けるとすぐ、あるいは少なくとも会長が職務を引き受けたあとの最初の会合で、会長は、彼の顧問としてふさわしいと思われる4人の会員を指名しなければならない。指名された4人は一人ずつ、会長を決定したのと同じ20人の限定委員会で投票にかけられる。既に述べたように、限定委員会は16人で成立するものとする。[指名された4人のうち]より多くの黒豆を獲得した2人が、新しい会長の顧問となる。ただし、起こりうる困難を排除するために、我々は以下のように望み、宣言する。すなわち、アカデミアで他の役職に就いている者、フィレンツェ市から20マイル以上はなれたところに住んでいる者、都市外の何らかの役職に就いている者を、顧問として投票にかけることはできない。不在や死亡のために顧問が欠けた時には、会長はさらに2人を指名し、この2人は上述のように投票にかけられる。そのうちより多くの得票をした者が、彼の前任者の任期の間、顧問となるものとする。

第9項 顧問の職務と名譽について

我々は以下のように決定する。すなわち、顧問の職務は、全てを会長と話し合い、あらゆることにおいて会長を助けながら、アカデミアで起こることを監督することである。会長のみでは全てを注意深く監督することはできず、助力と助言がなければ、必要に応じてあらゆる処置をとることができないので、顧問は、まず彼らの間で、それから会長と検討し、我々の規約の目的にしたがって、あらゆる状況に対して必要な処置をし、職務を果たすものとする。これら2人の顧問の地位と立場は会長に次ぐものとし、役員としても個人としても、

それ以外の全ての者に優先され、常に会長の左右を占めるものとする。

第10項 審査官の選出について

審査官の任命のためには、審査官用袋と呼ばれる袋があり、そこには、これから3年間、9人の改革委員によって承認され、この役職にふさわしいと認められた者の名前のみが、入れられるものとする。会長が任命されるのと同じ日に、会員のもっとも若い者がこの袋から一人の名前を選び出し、選ばれた者が、その他の儀式や投票なしで、審査官となる。もう一人の審査官の選出はアカデミア全体でなされ、6人の選挙人がくじで引かれて、彼らがそれぞれ候補者を指名する。指名される者は、25歳以上で、この1年間に同役職に就いていない者でなくてはならない。このように指名された6人は会員の間で投票にかけられ、出席者の3分の2以上の得票をした者のうち、他の者より黒豆の多い者が、審査官用の袋から選ばれた者とともに、1年間審査官を務める。しかし会員の意見がまとまらず、6人のうちの誰も、会員の投票で3分の2以上を得票できなかつた場合は、アカデミア全体で審査官を任命せず、既に述べた限定委員会で決められることとする。選出の次の会合、あるいは会長がよいと思う時に、前述の限定委員会のメンバーのみで、6人の指名された者、会長によって指名された一人、審査官の一人によって指名された一人、旧会長によって指名された一人 [計9人] を投票にかける。過半数以上の得票をした者のうちで、他の者より黒豆の多かった者が審査官となる。黒豆が同数だった場合には、その者たちは抽選にかけられ、ひかれた者が審査官となる。

我々は、このような審査官の任命手続きと方法が将来も守られることを希望するが、1回目の選出については、その限りではない。それは、現在アカデミアには2人の審査官しかおらず、限定委員会も、役員委員会もないからである。そのため我々は、以下のように望む。すなわち、会長の選出の際、2人の審査官の名前を袋からひき、もう2人はアカデミア全体で、前述の方法で選ぶものとする。袋から選ばれた最初の者とアカデミア全体で選ばれた最初の者は、たちに審査官となって仕事をはじめ、来たる1548年3月まで職務を続けるものとする。2番目に袋から選ばれた者と2番目にアカデミア全体で選ばれた者は、新しい会長とともに仕事をはじめ、1年間職務に就くものとするが、それが審査官の通常の任期である。常に新しい2人が新しい会長とともに職務に就き、旧審査官2人が旧会長とともに職務を退くものとする。これは、常に実質上4人の審査官がいるが、[任期の終了時に与えられる]指輪の数は増えず、これまでのように1年間に4つの指輪のみが与えられるようである。この指輪が1会期中に2人のみ、すなわち役職を終える2人に一つずつあたえられるという

習慣が守られることを、我々は希望するものである。

第11項 審査官の職務について

彼らの職務は第一に、会員から日々提出される散文あるいは韻文の全作品を、アカデミア^{おおやけ}で公に読まれる前に、あるいは出版される前に、検討することである。このために、我々は以下のように命じる。すなわち、彼らが指定した場所に、鍵で閉じられた箱あるいは壺を置き、そこに会員それぞれが、自分の作品や、もしそうしたいならば他の者の作品を入れる。作品は常にトスカナ語でなければならず、他の言語であってはならない。この箱の鍵は審査官のみが持ち、彼らは15日ごとか、必要があればより早く箱を開ける。その中にある作品は、彼らのみによって、細心の注意と熱意を持って読まれ、検討される。それがなされると、彼らが読まれるに値すると判断した作品は、書記によって作品の記録簿に書かれる。この記録簿には、それ以外のことは書かれないとする。このような作品のみが、審査官が適切だと思う時、会員やその他の者の前で、非公開講演や公開講演の後に、朗読されうるものとする。

前述の記録簿に書かれている作品は、作者の好みで、作者の名前とともにでも、それなしででも、出版することができる。しかし、出版すべきものについての項で述べるような方法をとらなければ、出版することはできない¹²。我々はさらに以下のことを命じ、望むものである。すなわち、審査官の許可なしには、そして少なくとも3日前に審査官に提出しているのでなければ、何者も、作者が誰であろうとも、アカデミアで朗読することはできない。またどのような作品も、最初に会員の前で朗読していなければ、^{おおやけ}公の場で朗読することはできない。[会員の前で朗読する際には]作者が、あるいは彼のために他の者たちが、何らかの疑わしい箇所があるかどうかを尋ね、[他の者たちは]自由に、だが慎みを持って、それぞれの判断で、作品全体あるいは一部を称賛したり、批判したりしながら、その作品について感じたこと全てを述べることができる。我々はさらに次のことを宣言する。すなわち、審査官のみが、最初に作品を検討する時に、彼らの見解に合わない箇所がある場合、付け加えたり、変更したり、削除したりすることができるし、またそうしなければならない。その際、変更の理由を作者自身、あるいはそれを望んだ者に対して示すものとする。我々の審査官は、他の者たち、とくに若者たちにとって有益であるように、また彼らの教育のために、全ての会員に対して公の場でも私的な場でもやさしく耳を傾け、会員がよき道を歩むことができるように教え、模範を示し、助けなければならない。我々のアカデミアは、あらゆる学問とあらゆる物事についての情報を我々の言語で読むことを目指しているのであるが、日々よりよい、優

美な習慣を身に付けるために、以下の事を禁じるものとする。すなわち、前述の箱あるいは壺の中に、不道徳あるいは人を中傷するような作品を入れてはならない。もし何者かが、審査官がそのようなものだと判断するものを入れた場合、それらは他の者に見せることなく焼かれ、粉々にされなければならない。我々は、審査官が読んだり考察したりするのに値しないと判断したあらゆる作品についても、同様のことを行うよう命ずる。しかし、承認すべきではないが燃やすべきでもない作品があった場合、審査官は非公開で、会員のみの前でそれを朗読させ、作者を公表しないで、この作品が公とならなかった理由を示すものとする。これは、上述のように議論し、話し合うことによって、作者が恥をかくことなく、欠点や誤りを避けることを学ぶことができるようである。作者は、彼が望まない限り名乗り出なくてもよいし、また公表されることもない。我々はさらに以下のことを望む。すなわち、審査官は1週間に一度、通常の日曜日の会合とは別に、よりゆとりをもって前述の壺に入れられた作品を審査するために、アカデミアや彼らの家など、彼らが適切だと思う場所に集まるものとする。そして作品を持ってこさせ、全てを彼らの間でまわし、熱意を持って審査する。もしそうしないのならば、彼らは〔審査官が与えられる〕指輪の資格がないし、怠慢であったとして非難される。さらに彼らは、可能な限りの勤勉さをもって、アカデミアやアカデミアによって行われる行事に、最大の注意を払わなければならない。彼らは、彼らの投票で選ばれ、承認されたもの以外が、朗読されるのを許してはならない。我々は、審査官の許可が記録されていないのに、会員が講演したり、朗読したりすることを望まない。これに加えて、われわれは以下のことを望む。すなわち審査官は、全ての会員に対して、公の場でも私的な場でも、必要とされている場合には、やさしく耳を傾け、会員がよき道を歩むことができるよう、できる限り教え、模範を示し、助けなければならない。我々は審査官に以下のことを禁じる。彼らは、読んで訂正するように与えられた作品を、彼ら4人以外の者に与えたり見せたりすることはできない。ただし、何か解決できないことがあり、話し合って判断をより確かなものとするために、一人か二人の会員を呼んだほうがよいと彼らが判断した場合は、その限りではない。彼らは、投票で3つの黒豆によって承認されれば、助力を仰げるものとする。

講演、討論、朗読について、審査官は常に、何らかの方法で誤った者に注意を与え、将来より注意深くなるように、その者の誤りを示すものとする。一度誤りを犯した者は、彼自身と彼が属する我々のアカデミア全体の名誉のために、少なくとも同じ誤りに再び陥ることはないとであろう。ただし我々は、警告が平和裏に、より快く受け入れられるために、審査官がこの行為を、父親のような

アカデミア・フィオレンティーナの規約（1547年）

愛情を持って、他の者のいないところで、彼らだけで、注意を受ける者に恥を与えないように、行うことを望むものである。

二番目の職務として、我々は次のことを望み、決定する。審査官は、規約の、すなわち〔ここに書かれている〕項目の遵守について留意するものとする。彼らは規約の秩序や規定にそむいて何事かが行われていないか、注意しなければならない。規約を無駄である、一時的なものである、何の価値もないなどと言うことも、規約に反することである。彼らに何事も隠されず、また彼らが全てを知り、見ることができるように、彼らは、会長と顧問を除く他の全ての役員に優先されるものとする。

第12項 作品の認可について

4人の審査官は共に集まり、細心の注意を払って言葉の質と言い回しを考慮し、これら二つのもの、すなわち言葉とフィレンツェ風の言い回しを持っていない作品は、受け入れないものとする。彼らは同様に内容についても考察し、アカデミアにふさわしくないものだったら、それが公表されるのを許してはならない。我々は、出版だけではなく、講演やあらゆる種類の作品の筆写が、審査官の承認なしに、アカデミアの会員という称号やアカデミアの名前とともに行われるのを望まないからである。さらに我々は、以下のことを命じ、望むものである。すなわち、審査官による認可は、常に投票で3つの黒豆を得票することによって行われ、この方法で認可されなかったあらゆる作品は、我々の記録簿の中に書かれることはなく、ましてそれを出版することはできない。これに違反した者は、アカデミアから除名されるものとする。

第13項 監督官の選出について

我々のアカデミア会員全体に対して一人の監督官をおくものとし、任期は6ヶ月、その選出方法は以下のとおりである。すなわち、アカデミア全体の袋から5人の選挙人〔の名前〕が引かれ、それぞれが候補者を一人ずつ指名する。候補者は、会員の間で投票にかけられるが、その際現職の監督官も共に投票にかけられるので、候補者は常に6人となる。この6人のうち、3分の2以上の黒豆で勝利した者が、来たる6ヶ月間の監督官となる。黒豆の数が同数だった場合、それらの者の名前は袋に入れられ、引かれた者が監督官となる。誰も投票で勝利を得られなかった場合は、アカデミア全体での決定をせず、限定委員会が行うものとする。選挙人は、現職の会長、旧会長、4人の審査官で、それぞれが一人ずつ指名し、その6人が投票にかけられる。過半数以上の黒豆の獲得で勝利した者が、監督官になる。得票が同数の場合、彼らはくじにかけられ、

選ばれた者が役職を担う。過半数以上の得票をした者が2人以上いた場合、得票数のもっとも多い者が監督官となる。

第14項 監督官の職務について

監督官の職務は、アカデミアで必要とされるものを準備し、整理することであるが、とくに記録簿の管理をしなければならない。記録簿には、全会員の名前が秩序だって記されており、またこれからも書かれることになる。これとは異なるもう一つの記録簿には、金銭でも他の物でも彼の下にもたらされたもの、そして彼が支払いをしたものを見入しなければならない。しかしあらかじめ役員委員会から委託と割り当てを受けていない限り、何らかの処置を行ったり、何らかの支払いをしたりすることはできない。アカデミアで使用するものや装飾のために必要とされるであろうものを考え、記憶し、役員委員会で提案することは、彼の役目である。彼がとくに配慮しなければならないのは、アカデミアが秩序をもって、静粛に、快適と思われる方法で運営されることである。しかし、上述のこと以上に、彼は我々の会合に配慮せねばならない。彼は役員を所定の場所に座らせ、自らは彼らの次の位置を占める。彼は、既に述べたように、再任されることもできるし、また報酬として6ヶ月に4ドゥカーティ、すなわち28リラを受け取るものとする。

第15項 秘書について

必要となるであろう書簡と会員証のために、秘書をおくこととする。書簡と会員証は、審査官によって点検され、承認を受け、会長によって署名される。それがなされない場合、送られることはない。秘書の任命は、以下の方法で行う。すなわち、アカデミア全員の袋から4名の選挙人の名前を引き出し〔それぞれが候補者を指名し〕、会長がさらにもう一人推薦する者を指名する。この5人がアカデミア全体で投票にかけられ、3分の2以上の得票で勝利を収めたものが、6ヶ月の間秘書となる。同数の得票があった場合は抽選となる。複数の候補者が3分の2以上の得票をした場合、もっとも黒豆の数の多い者が秘書となる。誰も3分の2以上の得票に達しなかった場合、アカデミア全体で秘書を選ばず、限定委員会で選出する。選挙人は、現職の会長と4人の審査官のみである。秘書は役員委員会には参加せず、役員のいる場所にも座らないものとする。彼らは、右側の最初の椅子、すなわち講演者の椅子に座る。

第19項 小間使いについて¹³

我々のアカデミアの2人の小間使い、あるいは使用人の任命方法は、以下の

アカデミア・フィオレンティーナの規約（1547年）

通りである。会長自身が、この仕事にふさわしいと思う者たちを選び、彼らは会員によって、過半数の黒豆の獲得で承認される。一人が承認され、もう一人が承認されない場合は、会長は、2人が承認されるまで、提案する。誰も承認されない場合も、同様である。このようにして承認された小間使いは、6ヶ月ごとに一人ずつ信任投票にかけられ、過半数を獲得しなかった者は罷免され、前述の方法で、新しい小間使いを選ぶ。彼らそれぞれの報酬は、1ヶ月3リラ10ソルディであり、彼らの職務は、アカデミアのために、会長、顧問、審査官、監督官、書記、管理人、あるいはこれらの者たちに指名された者によって命じられること全てを、熱心に行うことである。彼らは、監督官や管理人に命じられたことにしたがって、アカデミアの部屋を管理し、それを清潔で整頓された状態に保つ。彼らはこれまで通り、大学でも仕事をするものとする。職務に怠慢だった場合には役員が呼ばれ、公開か非公開の会合で、会長や顧問によって罷免される。ただし、彼らがとがめられた時と反対の状態になっていれば、会長や顧問によって許されるものとする。彼らへの心付けのための集金は、1会期に1回、新しい役職者による最初の会合の後に、大学で行われるものとする。

第20項 役員を選出する時期について

我々の全ての役員は、役職を始める少なくとも1ヶ月前に、とくに会長は40日前に選出しなければならない。現職の会長は常に、役員を選出する日程を述べることによって、そのことをアカデミアに公に知らせるものとする。

第21項 禁止事項について

あらゆる役職に対する禁止事項、すなわち同じ役職に就くことができない期間については、会長は3年間、審査官は1年間、顧問は6ヶ月とし、その他の役職については、同様の禁止事項は存在しない。また25歳を超えていない者は、会長や審査官になることはできない。この二つの役職は、若者にふさわしくないからである。

第22項 役職を拒否する者について

アカデミアのあらゆる役員については、会長であろうと他の役員であろうと、どのような地位や役職であろうと、それを望まない者は拒否することができる。しかしその場合、それを望まない正当な理由が必要である。役員委員会の投票で、3分の2以上の黒豆で承認されれば、正当で正しい理由として認められる。しかし前述の委員会がその理由を認めず、豆の数によって否決され、それでも選出された者が、その役職を受け入れることを望まない場合、3回にわたって

役員たちによって義務の遂行が要求される。それでも受け入れない場合は、選出された者は罷免され、存在しなかったように会員から削除される。そして、そのための項で述べるように、他の新入会員たちと同じ方法で、3分の2以上の黒豆を獲得しない限り、再入会はできないものとする。

しかし我々は、地位のある円熟した人々に、常にかれらにふさわしい尊敬の念を示さなければならぬ。そのため我々は次のことを命じ、決定する。すなわち、聖職者でも世俗の者でも、50歳以上の年齢の会員は、彼が望まない限り、何らかの役職やその他の仕事につく義務はない。ただし、何らかの理由から資金の提供が必要な場合、その義務は免除されない。60歳以上の者は、資金の提供を含めてあらゆる点で自由であり、なにものにも拘束されないものとする。

第23項 役職交代の儀式について

我々は以下のことを望み、命ずる。すなわち3月25日と9月25日のそれぞれに最も近い日曜日に¹⁴、アカデミアは公の場に集められ、会長は立って、自らの会長時代のことや会員について、あるいは会員に対して望むことを演説し、更に彼の継承者に、このアカデミアの名誉、すばらしさ、そして有益さを考えるように勧め、このような行為や儀式にふさわしいと思われる言葉を添えて、我々の規約の本を手渡さなければいけない。新会長は前述の本を受け取り、その内容全てを遵守し、また彼の力の及ぶ限り遵守させることを、厳粛に約束する。そして、単に維持するばかりではなく、アカデミアの名誉や意義を更に増し、高めることを約束し、更に彼がこの点について話したいと思うこと全てを付け加える。それがなされると、旧会長と彼に従っていた前役員たちは、更に6ヶ月間役職に就かねばならない2人の審査官を除いて、任務を果たしたと考えられる。そこで、まだ役職に就いている2人の審査官はそのままでいるが、顧問たちと残りの審査官たちは彼らの場所を交代し、普通の会員たちの席に戻る。旧会長は席を立って、役員たちの最後に座る。役員委員会の項で十分に述べたように、彼がさらに6ヶ月間、その地位によって持っていた名誉を保ち、役員たちとともにあらゆる決定や投票に参加することを、我々は望むからである。これら全てが終わると、旧監督官は旧会長に銀のカップを、任期を終えた審査官には金の指輪を贈呈し、新監督官に記録類と印章を、彼にもっともふさわしいと思われる言葉を添えて与え、普通の会員たちの席に戻る。[新しい]会長は立って彼の役職を始め、会員やそのほかのその場にいる者達に対して、彼に適切と思われる形で演説を行い、こうして儀式を終える。

第24項 役員の欠席の際の代理について

我々の役員が何かの必要で、数日間アカデミアを欠席しなければならない場合、病気のためであれ、その他の正当な支障のためであれ、他の者とともにアカデミアに出席できない場合について、我々は以下のように命じ、望むものである。すなわち現職の会長は、彼がフィレンツェにいる限り、1回につき1会合のみ代理を立てることができるが、それ以上の期間は許されない。彼がフィレンツェ市の外にいる場合は、15日間代理を立てることができる。しかし15日以上の期間が必要な場合には、代理人となる者は、役員委員会によって、必要となる期間のために承認を受けなければならない。それ以外の役員は、会長に報告し、1度に会合2回分であれば代理を立てることができるが、病気の場合はその限りではない。病気の場合には、会長や役員の代理となる者は、必要となる期間を役員委員会によって承認されなければならない。承認されたことは、記録に残される。役員自身が、前述の方法で代理人を立てずに欠席した場合には、会長はそのときに限り、彼の選んだ人物を代理に立てるものとする。しかし、多くの役員の代理を立てることはできず、決議を行う際には、少なくとも代理ではない会長、顧問一人、審査官2人が出席していかなければならない。そうでなければ、行われた決議や投票は無に帰し、何の効力ももたないことを、我々は望み、宣言するものである。

第25項 アカデミアが集まる場所について

アカデミアは、公爵殿下の第一書記の家や住まいをのぞいて、公開・非公開講演を行う場所、すなわち〔サンタ・マリア・ノヴェッラ教会の〕教皇の間や大学、あるいはこれに類する公の場所以外では、投票と決定を経なければ、集まることはできない。前述の場所以外で行われた会員の投票は、有効とはみなされず、何も行われなかつたのと同様に、効力をもたないものとする。

第26項 投票に必要な定則数について

会員間で行われるあらゆる投票には、役員委員会に加えて、最低でも16人の出席者が必要である。それに満たない人数で可決されたとしても、それは有効ではなく、投票が行われなかつたのと同様に、効力をもたない。

第27項 講演者と議論することについて

我々は、公開講演で誰かが議論をすることを望まないが、非公開講演では行ってもよい。非公開講演はこのような訓練にふさわしく、また真実を見つけるのにより適した場所である。ただし、全ては慎みを持って行われなければならない

い。これらのがしつかりと守られるように、我々は以下のことを命じる。すなわち、何者も、会長の同意と許可なしには、どのような方法でも議論を行うことはできない。会長は、問題となっていることについて誰かが自らの考え方や意見を述べることを要求した時には、一人ずつ、議論をしたい者がきちんと議論できるように許可を与え、その後、話したい者は話すことができる。これに違反する者は、慎みのない、思い上がった者として、役員委員会から罰せられる。

第28項 新しい会員の入会について

新しく会員となる者は誰でも、以下の要件を満たさなければ、会員として投票に参加することはできない。まず会長が[新しく会員となる者を]指名する。すると会長に依頼された審査官の一人が、アカデミアの規則を守ることを望んでいるかどうかを[彼に尋ね]、新会員は彼自身の口で直接それに答えなければならない。彼が規則に同意し、[守ることを]約束するならば、まず役員委員会で投票にかけられ、そこで3分の2以上の黒豆を獲得すれば、承認される。次に、別の日に、アカデミア全体で投票にかけられ、3分の2以上の得票で、彼は会員となる。しかし、役員たちの投票で承認されなければ2番目の投票には進めず、結果としてアカデミアのメンバーであるとは認められない。

第29項 優先権について

我々はさらに、以下のことを望み、決定する。講演者の名誉のためにも、会長の右手にある椅子には、会長の経験者か、公開講演を行った者、あるいは少なくともアカデミアによって承認された作品をいくつか書いた者のみが、栄光ある場所にふさわしいその椅子に座ることができる。会長の左手の椅子には、市の役人と、規約の冒頭に記されているアカデミアの名誉会員、および今後名誉会員となる者が座る。我々は、最初に役員委員会で、次にアカデミア全体で、3分の2以上の黒豆で承認されない限り、名誉会員の数が増えたり、変更されたりするのを望まない。

第30項 名誉と罰について

人々がよく組織され、管理されているあらゆるところでは、悪徳は罰せられなくてはならないし、また人々の心を徳に向けるために、徳は認められ、褒賞が与えらなくてはならないので、我々は以下のように決定し、望む。すなわち、何者かがアカデミアの名誉や利益のために良いことを行ったら、それは、審査官の判断で、記録簿に記されなければならない。会員、とくにアカデミアの名

アカデミア・フィオレンティーナの規約（1547年）

誉のために尽くし、努力した会員の死に際しては、会長は任意の者に、ソネット、エピグラム、追悼演説、あるいは彼がもっともふさわしいと思う作品を作るよう命じなければならない。我々はまた、このような作品が、審査官によつて検討され、承認された後、アカデミアで公に朗讀され、死者への称賛とその名譽のために、書記によって作品の記録簿の中に書かれることを望むものである。罰に関することについては、以下のように決定し、望む。すなわち、我々の会員の誰かが、公の場であれ、個人としてであれ、アカデミアの内外で大きな過ちを犯したとしたら、その者は、このように名譽ある集まりにはふさわしくないと判断されるので、会長は、役員委員会にその者の除名を提案できるし、またしなければならない。除名が委員会で承認されると、書記か監督官によつて、指定された期日がその者に通告される。その日に会員たちは厳肅にこのために集まり、彼の除名が提案される。上述の日には、非難を受けた者は、自己を弁護し、弁明することができる。ただし、自らを弁明することができない場合、あるいはそれを望まない場合は、彼はアカデミアから除名され、再入会ができるという希望はないものとする。

我々はさらに、以下のことを望み、決定する。すなわち、審査官に承認され、アカデミアの記録の中に記載されることなしに、何者かが何らかの方法で、どのようなものであれ自らの作品の中でアカデミアの会員を名乗ったり、それを出版したりした場合、その者は、投票や告示なしに、すぐにアカデミアから除名されることとする。また、我々が述べたことを記さなかった書記官は、彼の報酬を失う。除名された者は、最初に公に会員の面前で謝罪し、役員委員会で許可が与えられ、謝罪に立ち会った会員の3分の2の投票で認められない限り、再入会することはできないものとする。

第31項 アカデミアの名前と称号、およびそのインプレーザあるいは紋章について

我々は以下のように望み、宣言する。我々のアカデミアの名前は、「アカデミア・フィオレンティーナ」のみであり、その他の呼び名や称号はないものとする。アカデミアのインプレーザと紋章は、以下のとおりである。中央には、横たわり、水のあふれる花瓶にもたれた姿で、古来からの我々の父であるアルノ川が描かれ、岸には、日陰にいるライオンと月桂樹が描かれる。これら全てを取り囲む円の上には、公爵殿下によって我々に与えられた天上の山羊座のしるしがあり、そのそばに「アカデミア・フィオレンティーナ」の文字が書かれる。

以上のこと事が決定し、定まり、これまで知られてきた無秩序にたいして適切な処置を講じたと思われる所以、このアカデミアの向上とその称賛を望む多く

の人々の満足のために、我々はこの措置を公表することを望んだ。アカデミアではなお、その他の問題や重要な案件について、とくに、眞の会員でありたいと思う者に、徳の高い活動を行う機会や動機を与えることについて処置を講じる必要があると思われるので、公爵殿下が望んでいるように、そして公爵殿下の監査役であり書記閣下であるレリオ・トレッリ氏の同意と意図に基づいて、我々は、上述のこと全てを、よりふさわしいと思われるよう訂正し、変更し、破棄し、削除し、付け加えるあらゆる権威と権限を保持することとする。このような権威と権限は、記録に見るように、1548年8月の最終日まで続くものとする。

(2) アカデミア会員の義務について¹⁵

会員の活動は、公開講演と非公開講演を行うこと、詩や散文の作品を作ること、どのような言語で書かれたものであれ、学問やその他の有用なものを翻訳し、それらを我々の言語にもたらすことであることを考えて、我々は以下のように望み、命じるものである。すなわち、会員は誰でも、免除されている者を除いて、毎年上述の義務を少なくとも一つは果たさなければならない。過去の活動を顧みて、今日までいかなる活動も行わなかった者たちには、次の新しい会長の選出の資格がなくなり、停止されるものとする。その次の新しい会長の選出を行える者についても、同様である。我々の第一の役員に値した者、あるいは値すると判断されるであろう者に名誉が欠けることがないように、われわれは以下のことを宣言する。彼らのスペッキオには、活動の項目のみが記載されていなくてはならない¹⁶。彼らに活動の項目への記載がなければ、くじで会長を選出する際に、呼ばれることもくじを引かれることもない。審査官の袋に入れられる者の名前についても同様である。我々は、このスペッキオの制度が守られるように、[コジモ1世]殿下の命令なしにこの条項を停止したり、どのような方法であれ無効にしようとする会長が、その全報酬とともに役職をただちに失うことを望むものである。

前述の義務が果たされるように、我々は以下のことを望み、決定する。監督官は、スペッキオの記録簿を保管し、記録簿には何のしるしもなしに、全会員の名前が記されるものとする。講演が行われたり、作品や翻訳が提出されたりするたびに、その会員の名前の下にその旨が記載される。[役員の]選出の際には、義務を守った者全員のリストが小間使いに渡される。この者たちのみが、前述のように定められた時に、会長とその他の全ての役員の選出に招集されるものとする。[このような手続きを守る]熱意を欠いたために、[義務を守った者

のリストに載せられることなく]スペッキオに名前の残った者を召集した場合、その者は全報酬とともに役職をただちに失うものとする。

将来入会する新会員については、以下のように決定する。すなわち前述の義務の一つを実際に果たすまでは、投票に参加することはできない。

我々はさらに以下のことを望む。審査官に提出された作品や翻訳については、会長と審査官によって投票が行われ、前述の方法で作者の名前が〔役員選出の際に〕スペッキオから除かれるように、監督官に対して証明がなされる。作品という場合には、3つか4つのソネットのような短いものであってはならない。翻訳や作品が、1年以上の労苦を必要とする場合もありうるので、我々は次のように決定する。作者が作品の完成まで知られることを望まない場合、審査官と会長が投票によって証明を行うか、殿下の監査役閣下がそれを認めれば、〔役員選出の際に〕スペッキオに名前が残ることはない。

また、絶対的な権威というものがいかに有益であるかを考えて、常にあらゆる不都合が除去されるように、以下のことを決定する。すなわち会長と役員達の委員会〔の任期〕が終わる前に、スペッキオのきれいな者、あるいはスペッキオに名前が記載されてない12人の会員が¹⁷、全会員の〔名前の入っている〕袋から選ばれる。その中から会長と公爵殿下の監査役によって6人が選ばれるが、彼らは会長とともに、残っている会期とさらに1年の間、我々〔1547年の改革のために選ばれた会員〕に去る1546年3月4日〔フィレンツェ暦。現行暦では1547年〕に与えられたのと同様の権威を持つことになる¹⁸。彼らの間で決定を行うときは、その数の3分の2の賛成がなければならない。この委員会は、毎年継続的に更新されるものとする。

(以上〔 〕内はすべて訳者による)

注

- 1 イタリアのアカデミアについて、詳しくは、拙著『近世フィレンツェにおける文化と政治』刀水書房（近刊予定）の第2部第2章を参照。
- 2 ただし、15世紀のアカデミアは、このような形態をとっておらず、私的な友人たちの集まりに過ぎないことが多い。
- 3 この三つのアカデミアが統合されてできた新しいアカデミアも、アカデミア・フィオレンティーナと呼ばれるが、統合以前のアカデミアとは、異なるものと考えられるだろう。アカデミア・デッラ・クルスカは、1583年に結成され（会合はそれ以前からはじめられていたが、クルスカの名前が与えられたのはこの年である）、初めてのイタリ

ア語の辞書を作ったアカデミアとして知られ、その後も辞書の編纂に携わり続けている。三つのアカデミアの統一によって、クルスカは一時消滅したが、1808年、ナポレオンによって再び復活し(アカデミア・フィオレンティーナの名前は消滅)、現在にいたっている。アパティスティは、1631年に創立された文学研究のアカデミアである。

- 4 これらの点については、拙稿「アカデミア・フィオレンティーナの誕生」『史学』65巻4号(1996年)、pp. 59-88、「アカデミア・フィオレンティーナ 1542-1553」『イタリア学会誌』48号(1998年)、pp. 137-161、拙著『近世フィレンツェにおける文化と政治』刀水書房(近刊予定)を参照。
- 5 この史料については、Capitoli dell'Accademia Fiorentina, Biblioteca Nazionale di Firenze, Magliabecchiana, IX, 91(以下Capitoliと略)とBiblioteca Nazionale di Firenze, Palatina 1037の二つのマニュスクリプトが存在する。両者は人名などでわずかな相違はあるが、基本的に同じものであり、ここでは前者を使用することにする。またこのCapitoliのほとんどの部分は、ディ・フィリッポ・バレッジによって出版されているが(C. Di Filippo Bareggi, "In nota alla politica culturale di Cosimo I: l'Accademia Fiorentina", in *Quaderni storici*, vol. 8, 1973, pp. 547-574)、いくつかの転写上のミスが見られるため、注意を要する。
- 6 森雅彦(解題・訳)「フィレンツェ素描アカデミー条項規定集(1563年1月)」『西洋美術研究』第2号(1999年)、pp. 130-138、和栗珠里「16世紀ヴェネツィアのアカデミアーアカデミア・デリ・ウニーティ会則の翻訳と解題」『南欧文化研究論集』第3号(2000年)、pp. 141-160。
- 7 1547年の規約は、Capitoli, cc. 7r-30vにある。
- 8 「我々」とは、1547年の改革のために選ばれた委員のことであり、彼らが新たな規約の作成も担当した(Cf. Biblioteca Marucelliana di Firenze, B III 52, Annali dell'Accademia Fiorentina, cc. 40v-41r)。
- 9 フィレンツェでは、共和国の時代から国政に関わる事項の決定において、投票のために豆が使われており、アカデミア・フィオレンティーナはこの習慣を踏襲した。黒豆が賛成票、白豆が反対票である。
- 10 会員は、会長に適切だと思う一人に投票するのではなく、候補者のそれぞれに対して是(黒豆)か非(白豆)かを投票する。
- 11 「7年前に[公爵]殿下の顧問によって定められ、決定された名誉と報酬」とは、1542年2月22日に出された、アカデミアの会長にフィレンツェ大学の学長の地位や報酬、権利を与えることを決定した法のことであると考えられる(L. Cantini, *Legislazione toscana*, Firenze, 1800-1808, vol. 1, pp. 195-196)。1547年の規約は、同年8月11日にアカデミアで読み上げられており、7年前とすると、1540年8月ということになるが、この時点ではまだアカデミア・フィオレンティーナの前身であるアカデミア・デッリ・ウーミディも誕生していない。したがって、7年前という記述は誤りであると思われる。また、アカデミアの会長は、役職交代の儀式についての項でも述べられているように、役職の終了時に銀のカップを授与されることになっていた。

アカデミア・フィオレンティーナの規約（1547年）

- 12 「出版すべきものについて」という項目は存在しない。第12項の「作品の認可について」で、認可すべき作品と認可の方法について触れているので、この項を指すものと思われる。
- 13 15項から19項に飛んでいるが、これは原典の通りである。したがって、全部で31項まであるが、実質は28項目のみとなる。
- 14 フィレンツェでは当時フィレンツェ暦が使われており、その新年は受胎告知の祝日である3月25日から始まっていたので、アカデミアでもこの日から新しい会期が始まるものとされた。
- 15 Capitoli, cc. 31r-32v. この「アカデミアの義務について」は、規約の直後に書かれており、その内容は明らかに改革に関わるものであるため、ここに訳出した。
- 16 スペッキオとは、会員の活動や違反行為などが記載されたリストのことである。
- 17 「スペッキオのきれいな者」、「スペッキオに名前が記載されていない者」とはそれぞれ、規約への違反のようなマイナスの記録がない者、義務を果たして名前を外された者であると考えられる。
- 18 1547年の改革のために選ばれた委員たちは、「あらゆる権限と権威」を与えられていた（Annali dell'Accademia Fiorentina, c. 40v）。